

入札に関する留意事項について

総務政策課 企画調整担当

滑川町では、建設業界の働き方改革の推進に伴い、令和7年4月1日より入札制度の一部を改正することとなりました。

つきましては、下記のとおり入札方法等の変更がありますのでお知らせします。

1 再度入札について

1回目の入札で落札者が決定しなかった場合は、再度入札を行います。入札回数は最高で3回まで行いますので、2回目、3回目用の入札書の準備(2回目以降は、封筒は不要です。)をお願いいたします。

※工事の場合は、1回目のみ工事内訳書の提出をお願いします。

※2回目、3回目において「辞退」する場合は、辞退届を提出するか、入札書の入札金額の欄に「辞退」と記入して提出してください。

2 最低制限価格について 【令和7年4月1日一部改正】

令和元年より、工事の競争入札を対象に調査基準価格制度から最低制限価格制度を適用しておりましたが、令和7年4月1日以降の工事の競争入札の最低制限価格は下記のとおり算定式とします。

【算定式】

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の68%

【設定範囲】 予定価格の75%~92%

工事の性質上、上記により算出することが難しい場合には、事情を考慮し、上記の算出にかかわらず、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で最低制限価格を設定します。

また、令和7年4月1日より、建設工事に係る調査・設計・測量業務委託の競争入札を対象に、最低制限価格制度を適用します。最低制限価格の算出式は、業種区分ごとに異なりますので、詳細は町ホームページをご確認ください。

最低制限価格以下での入札があった場合は、失格となり、当該入札案件については参加できません。

3 入札結果の公表について

入札結果については、従来とおり、町ホームページにおいて公表します。

4 その他

入札方法等についてご不明な点等ございましたら、総務政策課企画調整担当までお問い合わせください。(0493-56-6910 (直通))